

機関誌編集委員会

主 幹

小 島 祥 敬

副主幹

関 根 英 治

委 員

池 添 隆 之	石 田 隆 史	太 田 昌一郎
大 谷 晃 司	大 前 憲 史	島 袋 充 生
添 田 周	田 中 秀 明	千 葉 英 樹
坪 倉 正 治	西 田 満	ノレット ケネス
マハム スタンヨン	丸 橋 繁	室 野 重 之
門 馬 智 之	義 久 精 臣	和 田 郁 夫

福島医学雑誌（邦文）投稿要領

（編集）

1. 本誌には、未発表の原著、総説、その他の学術研究論文、福島医学会や賛助会員である学会の講演抄録、寄書、および会員に意味のある種々の情報等を掲載する。ただし、総説、寄書は編集委員会からの依頼とする。（寄書投稿希望者は、執筆前に編集委員会の承諾を取ること。）原著、総説、その他の学術研究論文は査読過程を経て掲載の採否が決定される。

（倫理）

2. ヒトを対象とした論文は、世界医師会総会（World Medical Association）において承認されたヘルシンキ宣言の精神に則って行われた研究でなければならない。また、臨床研究の場合、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成27年度4月施行）を遵守し、被験者からのインフォームドコンセントおよび施設倫理委員会による承認が得られていること、動物を用いた研究については、施設のガイドラインに準拠して行われた研究でなければならない。

3. 未承認の薬剤の投与や医療技術が含まれている場合は、その点を本文中に明記すること

4. 論文の内容は、別添1の外科関連学会協議会「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」を遵守しなければならない。

5. 掲載論文内容に利益相反がある場合は、施設の利益相反に関する指針に基づき報告すること

（投稿）

6. 原稿は、データ（USBまたはCD-R）のみを本会に提出する。また、Eメールによる投稿も受け付ける。（PDFファイル）。所定の誓約書・利益相反開示書を添付する。

投稿先〒960-1297 福島市光が丘1 福島県立医科大学附属学術情報センター内 福島医学会事務局

E-mail:f-igaku@fmu.ac.jp

（原稿）

7. 1) 専門外の人も読む雑誌であることを念頭において書くことが望まれる。

2) 論文はA4判用紙（縦）に12ポイント（1頁800～1200字程度）で打ち出し、周囲に3cm以上の余白を残すこと。表紙には、表題、氏名及び所属を和文と英文で書く。

3) 次の事項については、別紙により提出するものとする。

① 省略表題（ランニングタイトル）：40字以内

② 要約（アブストラクト）800字以内の邦文要約と300語以内の英文Abstract。

③ 索引用語（キーワード）：日本語及び英語それぞれ5語以内。

④ 図及び表：最大でも本誌1ページ以内に入るようにし、本文中（欄外）に挿入箇所を明記す

る。図を本文の終わりに一括して載せる場合は、附図とする。図及び附図には、縮尺率を書く。図や表はそのまま写真製版するので、本誌の二段組みフォーマットを考慮の上、字の大きさなどに十分な注意を払うこと。

4) 用字は、固有名詞及び学術用語を除き「常用漢字」、「現代の仮名づかい」及び「送り仮名の付

け方」に従う。

5) 表題、本文、要約、図、表等の体裁は、最近号の本誌に従う。原著論文の本文は、Ⅰ．緒言、Ⅱ．方法（もしくは材料と方法、対象と方法、など）、Ⅲ．結果、Ⅳ．考察の各部で構成する。ただし要約と重なる結語、まとめは不要。

6) 文献は本文中の引用順に従って番号を附し、その体裁は下記に例示する。著者は3名までを記載し、他の著者は「他」として略す。

① （雑誌の場合）

記述順序は、著者名（3名まで記載しあとは他）、題名、雑誌名、巻：最初頁—最後頁、年。

例1. 氏家二郎, 柳田 薫, 佐藤 章. 福島県における周産期医療の現状—総合母子医療センターの開設に当たって—, 福島医誌, 52: 111-116, 2002.

例2. Katakura K, Irisawa A, Obara K, et al. Appearance of rectal varices in extrahepatic portal obstruction after treatment for esophago-gastric varices: a case report. Fukushima J Med Sci, 48:51-56, 2002.

例3. Fujita T. Evolution of the lectin-complement pathway and its role in innate

immunity. Nat Rev Immunol, 2:346-353, 2002.

② (単行本の場合)

記述順序は、著者名(3名まで記載しあとは他)、題名、編集者名、書名、発行所名、発行地名、最初頁—最後頁、年。

③ (単行本の場合)

記述順序は、著者名(3名まで記載しあとは他)、題名、編集者名、書名、発行所名、発行地名、最初頁—最後頁、年。

例1. 金子史男. 皮膚の免疫学と病態生理. 池田重雄, 荒田次郎, 西川武二編, 標準皮膚科学, 第5版, 医学書院, 東京, p23-43, 1997.

例2. Mollison PL, Engelfriet CP, Contreras M. Immunology of leukocytes, platelets and plasma components, *In: Blood Transfusion in Clinical Medicine*, 10th ed, Blackwell Science, Oxford, p425-458, 1997.

例3. McDougall IR, Cavalieri RR. In vivo radionuclide tests and imaging, *In: Braverman LE, Utiger RD, eds, Werner & Ingbar's The thyroid: a fundamental and clinical text*, 8th ed, Lippincott Williams & Wilkins, Philadelphia, p355-375, 2000.

④ Web site の場合は、本文中にアドレスを記載する。

7) 雑誌の省略は、List of Journals Indexed in Index Medicus 及び医学中央雑誌収載目録によるものとする。いずれにも該当しないものについては、前記の雑誌に準じて略す。

8) 度量衡の単位の略号は、Style Manual for Biological Journals に従う。

(校正)

8. 著者校正は、原則として再校までとする。特に図版については原版作成後訂正は困難なので、トレースの段階で確実に校正する。

(別刷)

9. 部数は50部の倍数とし、投稿時に所要部数を明記する。

(掲載料)

10. 掲載料は、次のとおりとする。

①会員 無料

②非会員 1ページ2,000円

カラー 1ページにつき2,000円追加徴収

写真及び図版 実費

③編集委員会からの依頼による掲載 掲載料免除

④学会・研究会抄録 1ページ4,000円

⑤別刷り 実費

PDF 無料配布

(著作権)

11. 掲載論文の著作権は、福島医学会に帰属する。

附 則

この要領は、平成5年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月17日から施行する。

別添1

「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」

- 1) 患者個人の特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域まで限定して記載することを可とする。(神奈川県、横浜市など)
- 3) 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定される場合、診療科名は記載しない。
- 5) 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。但し、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- 6) 顔写真を提示する際には目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からないよう眼球のみを拡大写真とする。
- 7) 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
- 8) 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性がある場合は、発表に関する同意を患者自身(または遺族か代理人、小児では保護者)から得るか、倫理委員会の承認を得る。
- 9) 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省及び経済産業省)(平成13年3月29日、平成16年12月28日全部改正、平成17年6月29日一部改正、平成20年12月1日一部改正、平成25年2月8日全部改正、平成26年11月25日一部改正)による規定を遵守する。

平成16年4月6日(平成21年12月2日一部改正)